

天文教育普及研究会  
法人化に関する検討資料

法人化検討委員会

# 委員会設置の目的

法人化によって生じるメリットとデメリットを調べ、  
当会の法人化の是非について検討する

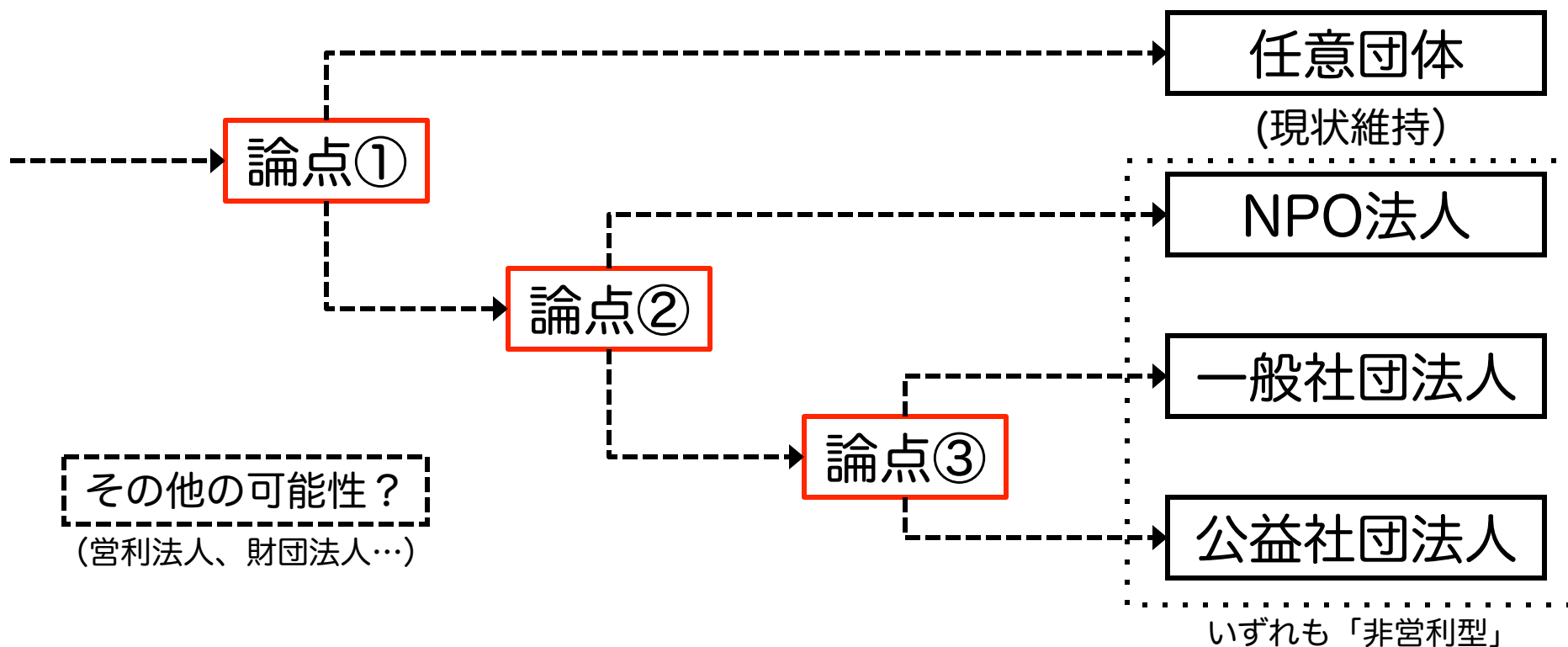
- 公益法人制度改革関連3法の内容を調べ、法人化によって生じるメリットとデメリットを具体的に提示する。
- 他学会における法人化の状況を調べる。
- 当会が任意団体として運営されている現状における問題点を調べる。
- 当会を法人化する場合の手順、法的手続き等について調べる。
- 以上をもとに、当会を法人化することの是非を検討し、委員会としての結論を会長に答申する。

# ロードマップ

- 2015年 7月 法人化のメリット・デメリット等を検討  
8月 総会@北大にて中間報告  
9月  
(法人化に関する課題全般を議論)
- 2016年 5月 委員会案の策定、天文教育/MLにて公表  
8月 総会@東北大にて法人化の是非を決議

※ 法人化が決議された場合は、本委員会を解散し、別途「法人化移行準備委員会」（仮称）を設置して法人化移行の具体的作業を進める予定。

# 検討すべき事項



論点① 法人化するか？しないか？

論点② NPO法人か？社団法人か？

論点③ 一般社団法人か？公益社団法人か？

# 検討の背景

2008年5月

「新公益法人制度における学術団体のあり方」提言

2008年12月

「新公益法人法」の施行

→ 従来の公益法人（社団法人・財団法人）は  
2013年までに全て移行することに

2013年3月

「新公益法人法への対応および学協会の機能強化のための学術団体調査結果について」公表、  
任意団体も法人化することが推奨された？（未確認）

# 他学会等の状況

組織名	会員数	年会費	現状形態	以前	変更年
天文学会	3,100	18,000	公益社団	社団	2012/12
地学教育	560	7,000	任意	-	-
理科教育	2,000	9,700	一般社団	任意	2015/7
JPA	270	10,000	任意	-	-
JAPOS	200	2,000	任意	-	-
JASC	300	10,000	一般社団	-	-
東亜天文	900?	6,000※	NPO	任意	2012/12
天教	660	5000	任意	-	-

※ 一般会員の年会費、正会員は15,000円

# 本会を取り巻く状況の確認

## 天文学

- ・急速に天文学が発展している時代
- ・宇宙と生命、ダークエネルギー…

## 教育普及

- ・長い伝統と文化に支えられた教育普及活動
- ・新思想としての科学コミュニケーションの波
- ・社会からの強い支持と期待、諸施設の充実

## 本会

- ・30年近い活動実績と全国規模のネットワーク
- ・近年の会員数は600名前後でほぼ安定

# 論点① 法人化するか？

する

しない

<ul style="list-style-type: none"><li>・社会的信用度の向上(声明の発表などや他学会との連携のしやすさ)</li><li>・口座の開設や事務所の契約等を法人名ですることが可能</li><li>・会誌の販売等を堂々で行える</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人税の支払い義務は無し</li><li>・会の体制や運営方法を変更しなくて済む</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・事務作業量の増加(専任事務員の確保?)→他学会では年間50万円規模の支払い</li><li>・法人税の支払い義務が生じる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・財産は会長個人名義と見なされ、剰余金等が課税対象となる可能性等の諸問題が生じる</li><li>・社会を構成する一員としての意識が低いと見なされても仕方ない(コンプライアンス違反状態)</li></ul>

メリット

デメリット



# 法人化しないデメリット

天文教育普及研究会への期待や社会使命が高まりつつある今日、当会自身が関係機関・団体・個人等と協力してさらなる情報の発信と共有に務め、会員個人の幸福実現のみならず、世界全体の社会幸福の実現に向けて、微力ながら一歩でも前進できる年となることを願ってやみません。

(2015年 会長からの新年のメッセージ)

社会を対象した活動を中核に据える本会は、  
社会の構成員として高い意識を持ち、  
その責任を果たすべき

# 論点② NPOか社団か

NPO

社団法人

メリット

- ・情報公開が義務づけられており、運営の透明性が高い
- ・法人税や法人県民税・法人市民税等に優遇措置
- ・認定NPO法人になれる可能性がある(寄付者に対する優遇)

- ・立ち上げがNPOよりも楽
- ・公益社団法人になれる可能性がある(税制上の大幅な優遇)
- ・活動内容が制限されない

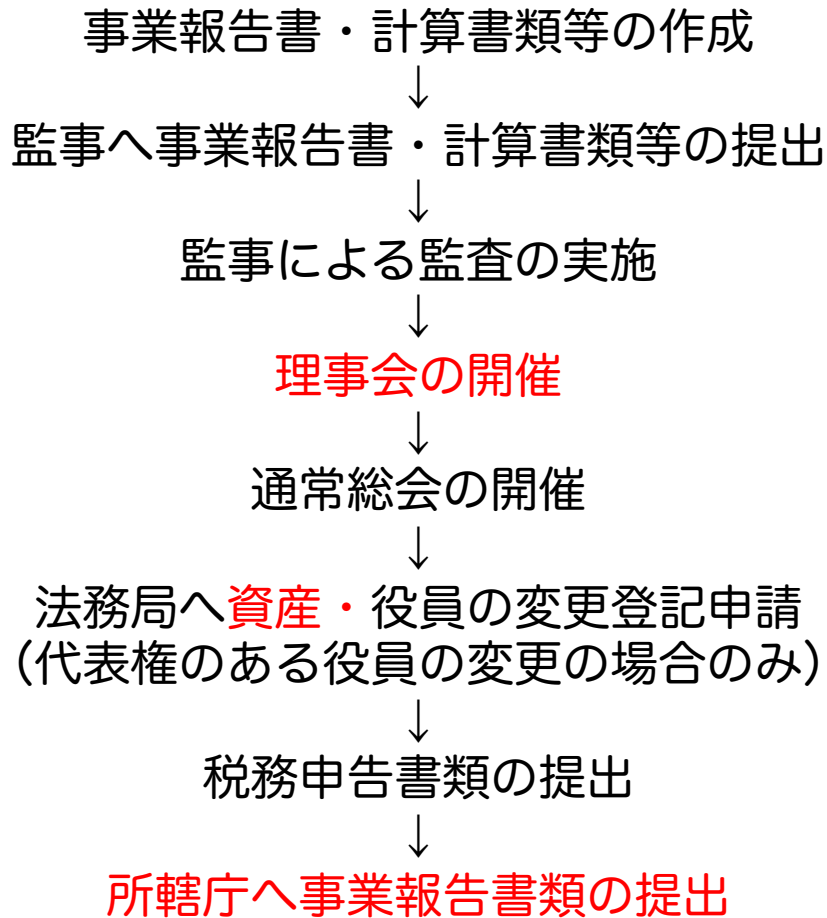
デメリット

- ・社会的に学術研究団体と見なされない可能性がある
- ・活動内容が制限される
- ・社員の資格を制限できない
- ・管轄官庁に事業の報告義務がある

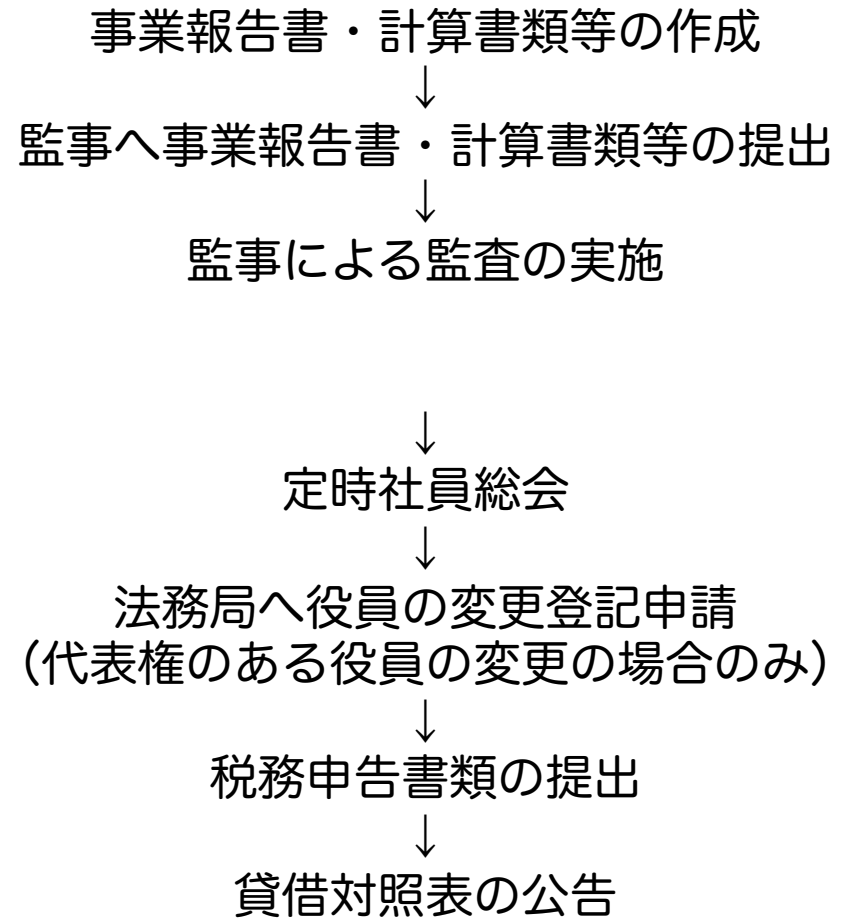
- ・税制上の優遇措置がほとんどない

# コスト比較

## NPO法人



## 一般社団法人



# 論点③ 公益法人化？

一般社団

公益社団

<ul style="list-style-type: none"><li>・事業内容や運営について公益社団法人よりも自由度が高い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・税制面での優遇がある(法人税、公益事業収益、寄付金受託など)</li><li>・寄付を受けやすくなる</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・税制面での優遇がほとんど無い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公益認定を受けるための体制作りや手続きが大変</li><li>・公益社団法人として運営を行っていくためのコストが大きい</li><li>・行政庁の監督を受ける</li></ul>

メリット

デメリット

# 誰が会を支えるのか？

- 体裁は整えど、本当に会を維持できるのか？
- より高い意識で運営にあたるためのモチベーションが会員にあるか？
- そもそも、会があることの意義はなにか？

# 參考資料

# 関連法案

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
(平成十八年六月二日法律第四十八号)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  
(平成十八年六月二日法律第四十九号)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
(平成十八年六月二日法律第五十号)

特定非営利活動促進法  
(平成十年三月二十五日法律第七号)

# 他学会のまとめた資料

日本生物教育学会 法人化検討特別委員会報告書

[http://sbsej.jp/news/upload\\_items/201311/  
法人化検討特別委員会報告書.pdf](http://sbsej.jp/news/upload_items/201311/法人化検討特別委員会報告書.pdf)

日本毒性学会 日本毒性学会の一般社団法人化に関して

<http://www.jsot.jp/pdf/20130527.pdf>